吸収分割に関する事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2026 年 11 月 17 日

株式会社明電舎

2026年11月17日

吸収分割に関する事前開示事項

東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower
（吸収分割会社）株式会社 明電舎
代表取締役　執行役員社長　井上　晃夫

株式会社明電舎（以下「当社」といいます。）は、当社の完全子会社である明電ファシリティサービス株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2026年7月31日に吸収分割契約を締結し、2027年4月1日を効力発生日として、当社が別紙1「吸収分割契約」記載の水インフラ分野の O&M に関する事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

当社は、承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、承継会社は、本吸収分割に際して、承継会社の株式その他の分割対価の交付を行いません。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み

当社の 2026 年 3 月 31 日現在における資産及び負債の状況、本吸収分割により承継会社に承継される資産等の状況、本吸収分割の効力発生日までに見込まれる資産及び負債の変動並びに今後の事業活動等を勘案すると、本吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後における当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況を勘案しても、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現時点において見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

承継会社の 2026 年 3 月 31 日現在における資産及び負債の状況、本吸収分割により当社から承継する資産、契約上の地位その他の権利義務の状況並びに今後の事業活動等を勘案すると、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後に承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態も現時点において見込まれておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙１　吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社明電舎（以下、「甲」という。）と明電ファシリティサービス株式会社（以下、「乙」という。）とは、第２条（承継する権利義務）に定める甲の権利義務を乙が承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約する。

第１条（本吸収分割）

１．甲は、甲の水インフラ分野でおこなう水道○＆Ｍ事業（ＰＦＩ事業を除く、以下、「本事業」という。）に関して甲が有する第２条（承継する権利義務）に定める権利義務を、本契約書第４条（効力発生日）に規定する効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）をもって分割し、乙はこれを承継する。

２．本吸収分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（１）吸収分割会社

商　号：株式会社明電舎

住　所：東京都品川区大崎二丁目１番１号

（２）吸収分割承継会社

商　号：明電ファシリティサービス株式会社

住　所：東京都品川区大崎二丁目８番１号

第２条（承継する権利義務）

１．甲は、本事業に関する資産、負債及び権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）を、効力発生日において乙に引き継ぐ。なお、本承継対象権利義務の明細は、甲乙別途協議のうえ定める。

２．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第３条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、対価を交付しない。

第４条（効力発生日）

本効力発生日は２０２７年４月１日とする。

第５条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第６条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

２０２６年７月３１日

甲　東京都品川区大崎二丁目１番１号
株式会社明電舎
代表取締役　井上　晃宏

乙　東京都品川区大崎二丁目８番１号
明電ファシリティサービス株式会社
代表取締役　村嶋　久裕

別紙２　明電ファシリティサービス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月 23 日　　東京都品川区大崎二丁目８番１号

明電ファシリティサービス株式会社

代表取締役　取締役社長　村嶋　久裕

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,087,326	流動負債	1,627,135
固定資産	639,623	賞与引当金	415,000
		その他	1,212,135
		固定負債	688,888
		退職給付引当金	688,888
		株主資本	1,410,926
		資本金	100,000
		資本剰余金	42,643
		その他資本剰余金	42,643
		利益剰余金	1,268,282
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,243,282
		（うち当期純利益）	(598,792)
資産合計	**3,726,950**	**負債・純資産合計**	**3,726,950**